

「福岡市地域公共交通会議」について

○ 福岡市地域公共交通会議の役割

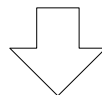
・ 条例施行前の所掌事務

福岡市地域公共交通会議設置要綱 (条例施行前のもの)
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 交通会議は、次の事項について協議・調整を行う。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項</p> <p>(3) 生活交通のあり方一般に関する事項</p> <p>(4) 前号までに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>

・ 条例施行に伴って新たに加わる所掌事務

公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例
<p>(特別対策区域の指定)</p> <p>第 9 条 市長は、公共交通空白地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を生活交通特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。</p> <p>2 市長は、特別対策区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、あらかじめ、<u>第 12 条に規定する福岡市地域公共交通会議の意見を聴くものとする。</u></p> <p>3 市長は、特別対策区域を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。</p>

+



・ 条例施行後の所掌事務

公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例
<p>第 3 章 福岡市地域公共交通会議</p> <p>第 1 2 条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。</p> <p>(1) 生活交通の在り方に関する事項</p> <p>(2) 特別対策区域に関する事項</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項</p> <p>3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。</p> <p>4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案 1 福岡市地域公共交通会議運営要綱について

福岡市地域公共交通会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 審議会における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議を主宰し、議事を進行する。

- 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 議長は、交通会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、交通会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 議長は、交通会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。